



目 次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則〈4・1 掲示〉	1
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	4
告 示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	4
◎自動車税に係る徴収金の収納事務の委託（税 務 課）	4
○基本測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	4
○基本測量の終了の通知（ 〃 ）	5
○道路の区域変更（道 路 課）	5
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	
	〈5・15掲示〉 5
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	5
○土地改良区の解散の認可（ 〃 ）	6
○建設業法に基づく処分（建設管理課）	6
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	6
高知県公営企業局告示	
◎高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	6
◎高知県立病院に係る医業未収金の収納事務の委託	6
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者（5・7 掲示）	7

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のよ

うに改正する。

第4条第2項第3号中「健康長寿政策課」を「健康長寿政策課、交通運輸政策課」に改め、同項第4号中「文化・国際課」を「文化推進課」に改める。

第5条第12項中「次長」を「次長（課の長が必要があると認めて指定する他の職を含む。）」に改める。

第7条第1項第4号中「文化・国際課」を「文化推進課」に改める。

第22条第9項に次の1号を加える。

(3) 証紙の売りさばき代金に係る調定を同時にしようとするとき。

第27条第1項第1号中「又は別記第11号様式の2」を「から別記第11号様式の4まで」に改める。

別表第1 農業技術センター果樹試験場の項中「チーフ（総務担当）」を「次長」に改める。

別記第11号様式裏面及び別記第11号様式の2 裏面中「四国銀行の本支店出張所」を「四国銀行の本支店出張所及び代理店」に、「(2) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所」を

「(2) 高知銀行の県外支店

(3) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所」

に改める。

別記第11号様式の2の次に次の2 様式を加える。

第11号様式の4（第27条関係）

17	徳島	払込取扱票 ㊦		払込料金加入者 負担	
口座記号番号		億千百十万千百十円			
016902	960736	*			
加入者名	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行銀行支店	備考			
ご依頼人	(納入者) 住所				
様式	様式 11	氏名	様	納付目的	
収納種別	執行機関	発行機関		発行機関	
決議年度	決議番号(又 は払込番号)	内訳番号	会計	納期限	年月日 年月日
略科目	事業内訳	節内訳		発行日	年月日
金額			円		日付印
延滞金等			円		

振替払込請求書兼受領証 ㊦

口座記号番号	016902	960736	払込料 金加入 者印
加入者名	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行銀行支店		
備考	* 億千百十万千百十円		
ご依頼人	(納入者) 住所	氏名	様
		備考	日付印

お知らせ

○この払込取扱票は、四国外（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県以外）のゆうちょ銀行又は郵便局で納付する場合がございます。

高知県

この受領証は、大切に保管してください。

(裏面)

- (ご注意)
- この用紙は、機械で処理しますの
で、金額を記入する際は、枠内に
はつきりと記入してください。ま
た、この払込取扱票を汚したり、
折り曲げたりしないでください。
 - この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵
便局の払込機能付きATMでもご
利用いただけます。
 - この払込取扱票をゆうちょ銀行又
は郵便局の渉外員にお預けになる
ときは、引換えに預かり証を必ず
お受け取りください。
 - ご依頼人様からご提出いただきま
したこの払込取扱票に記入された
ご住所、ご氏名等は、加入者様に
通知されます。
 - この受領証は、払込みの証拠とな
るものですので、大切に保管して
ください。

ここには、何も記入しないでください。

別記第33号様式裏面中「四国銀行の本支店出張所」を「四国銀行の本支店出張所及び代理店」に、
 「(2) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所」を
 「(2) 高知銀行の県外支店
 (3) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第32号

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第2項第1号から第8号の3まで及び第10号から第12号まで、第3項並びに第5項並びに附則第2条第1項第2号に規定する者」を「第2条第2項、第3項及び第5項並びに附則第2条第1項第2号の規定に該当する者（省令第2条第2項第9号に該当する求職者であって、同項の規定に該当するものを除く。）」に改める。

第2条第1項第2号中「選定された」を「認定された」に改め、同項第4号中「就いていない者」を「就いていないもの」に改め、同項第9号中「当該事由」を「、当該事由」に、「申込みをした者」を「申込みをしたもの」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定により児童扶養手当の支給を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であるものうち、当該児童が同号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第364号

平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

表中「雇用労働政策課」を「高知高等技術学校」に改める。

高知県告示第365号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を次の者に委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

委託業者		委託内容	委託期間
所在地	名称		
東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号	地銀ネットワークサービス株式会社	徴収金の収納事務の取りまとめ	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1	株式会社デイリーヤマザキ	〃	〃

号			
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	ミニストップ株式会社	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃
茨城県土浦市小松二丁目13番1号	株式会社コストアイースト	〃	〃
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	〃	〃
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	〃	〃
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	株式会社コストア	〃	〃
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	〃	〃
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	〃	〃

高知県告示第366号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成25年5月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 作業期間
平成25年6月3日から平成26年3月14日まで
- 作業地域
室戸市及び香美市

高知県告示第367号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成25年5月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年6月12日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、四万十市、安芸郡奈半利町、安田町、北川村及び芸西村、吾川郡いの町、高岡郡中土佐町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第368号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成25年5月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 平成25年7月1日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町

高知県告示第369号

国土交通省国土地理院長から平成24年6月高知県告示第384号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成25年3月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長
---	---	-----	-------	----

	後の別	(メートル)	(メートル)
吾川郡いの町越裏門 字宮向231番10から 吾川郡いの町越裏門 字宮向231番7まで	前	4.8 }	65
	後	14.1 }	65
吾川郡いの町越裏門 字宮向227番16から 吾川郡いの町越裏門 字宮向227番17まで	前	17.3 }	65
	後	28.9 }	65
吾川郡いの町越裏門 字宮向227番16から 吾川郡いの町越裏門 字宮向227番17まで	前	4.2 }	50
	後	5.7 }	50
吾川郡いの町越裏門 字宮向227番16から 吾川郡いの町越裏門 字宮向227番17まで	前	5.1 }	50
	後	19.5 }	50

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年5月15日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年5月15日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人				
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された 目的	
平成25 年5月 15日	変 更 前	特定非 営利活 動法人 和	前田 和 広	高知市 布師田 2300番 地	この法人は、高齢者及び要介護者等に対して、介護保険法に基づく、訪問介護事業及び、介護予防訪問介護事業を行い、もって公益の増進に寄

				与することを目的とする。
変 更 後	〃	〃	〃	この法人は、高齢者及び要介護者等に対して、介護保険法に基づく、訪問介護事業及び、介護予防訪問介護事業、並びに一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。

平成25年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	宮地 貫	香美市土佐山田町山田	1652
〃	岡崎 英昭	〃 〃	929
〃	安井 正興	〃 土佐山田町京田	517-2
〃	田村 英昭	南国市金地	714-2
〃	北村 正文	〃 上野田	643-3
〃	岩目 雅男	〃 西山	910
〃	恒石 正文	〃 陣山	554
〃	高橋 学	〃 東崎	616
〃	島崎 泰行	〃 大埔	甲 635
〃	高石 旭	〃 篠原	793-1
〃	新谷 正雄	〃 大埔	乙1843
〃	濱田 庄平	〃 田村	乙2578-5
〃	山岡 幹雄	〃 里改田	315
監事	澤村 哲男	〃 大埔	乙2966
〃	永吉 正	〃 篠原	1947-1
(就任)			
理事	宮地 貫	香美市土佐山田町山田	1652
〃	岡崎 英昭	〃 〃	929
〃	甲藤 邦廣	〃 土佐山田町神通寺	234-1

〃	田村 英昭	南国市金地	714-2
〃	北村 正文	〃 上野田	643-3
〃	岩目 雅男	〃 西山	910
〃	恒石 正文	〃 陣山	554
〃	竹村 浩繁	〃 東崎	807
〃	島崎 泰行	〃 大埴	甲 635
〃	高石 旭	〃 篠原	793-1
〃	新谷 正雄	〃 大埴	乙1843
〃	濱田 庄平	〃 田村	乙2578-5
〃	山岡 幹雄	〃 里改田	315
監事	澤村 哲男	〃 大埴	乙2966
〃	永吉 正	〃 篠原	1947-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香宗川左岸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成25年5月24日

				高知県知事 尾崎 正直	
役名	氏名	住 所			
(退任)					
理事	弘田 秋雄	香南市野市町中ノ村	1225		
〃	橋本 奉信	〃 香我美町岸本	311-2		
〃	宗圓 敏秀	〃 〃	917		
〃	百田 順一	〃 香我美町徳王子	2599		
〃	百田 賢一	〃 〃	1730		
〃	百田 彰和	〃 〃	2416		
〃	野村 秀夫	〃 野市町土居	1455		
監事	恒光 真之	〃 香我美町徳王子	1353-1		
〃	池添 要	〃 野市町土居	1305		
(就任)					
理事	弘田 秋雄	香南市野市町中ノ村	1225		
〃	橋本 奉信	〃 香我美町岸本	311-2		
〃	川崎 稔	〃 〃	236		
〃	百田 順一	〃 香我美町徳王子	2599		
〃	百田 賢一	〃 〃	1730		
〃	百田 彰和	〃 〃	2416		
〃	野村 秀夫	〃 野市町土居	1455		
監事	恒光 真之	〃 香我美町徳王子	1353-1		
〃	池添 要	〃 野市町土居	1305		

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、室戸市西山台地土地改良区の解散を平成25年5月9日に認可した。

平成25年5月24日
高知県知事 尾崎 正直

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月24日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成25年5月13日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

株式会社高橋組
代表取締役 高橋 佳久
高岡郡越知町越知乙16番地1
高知県知事許可（般・特）第896号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に関する営業（注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

- (2) 営業の停止の期間
平成25年5月28日から平成26年5月27日までの1年間

- 4 処分の原因となった事実
株式会社高橋組の代表取締役及び従業員は、越知町が平成22年11月18日を入札日として施行した町民総合運動場グラウンド施設整備工事の指名競争入札に際し談合し、併せて同町から当該工事の設計監理委託業務を請け負っていた原健設計事務所の代表者と共謀の上、当該工事の指名競争入札に関し偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をし、このことについて、平成25年2月27日付けで高知簡易裁判所から情報処理の高度化等

に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第60条及び第96条の3第2項の規定に違反するとして、同社の代表取締役に対して罰金100万円、同社の従業員に対して罰金80万円の略式命令がなされ、同年3月14日にそれぞれ刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年5月24日
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年4月9日 25高都計第22号	南国市明見字馬ノ跡 469番1の一部	室戸市室戸岬町 2783番地6 松村 清隆

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年5月24日
高知県公営企業局長 岡林 美津夫

所在地	名称	委託期間
東京都千代田区神田 駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

高知県公営企業局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立病院に係る医業未収金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年5月24日
高知県公営企業局長 岡林 美津夫

病院名	委託業者		委託期間
	所在地	名称	
高知県立あき総合病院 高知県立幡多けんみん病院	大阪府大阪市中 央区北浜二丁目 2番22号 北浜 中央ビル3階	司法書士 法人アヴ ァンス・ リーガル サービ ス・グル ープ	平成25年4月1日 から平成28年3月 31日まで

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月7日（揭示済）

高知県監査委員 中面 哲
同 桑名 龍吾
同 坂本 千代
同 朝日 満夫

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
紫藤 秀久 高知市小津町5番8号 ESセカンドビル1階
金子 努 高知市本町五丁目2番18号 なるせビル5階
- 2 監査の事務を補助できる期間
平成25年5月7日から平成26年3月31日まで